平成２１年（フ）第４８２２号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―802号
債務者　西村　珠実
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４３号
大阪市平野区瓜破西３丁目４番12―211号
債務者　中田　麻利
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６３号
大阪市東住吉区中野４丁目12番７―406号
債務者　大西　志保（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８７７号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番11―508号
府営東大阪春宮住宅11棟508号
債務者　奥田　智美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８８８号
大阪府茨木市上穂積３丁目３番27号の14
債務者　山下　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９５３号
大阪市城東区森之宮２丁目６番822号
債務者　大橋　　博
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９５４号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目11番27号　アベノマンション304号
債務者　河野　宗二
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０５９号
大阪市西淀川区御幣島６丁目11番27―208号
債務者　齋藤　千鳥
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６２号
大阪府八尾市黒谷２丁目205番地
債務者　池田　節男
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１０号
大阪市大正区鶴町４丁目８番14号
債務者　木山　　敦
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１５号
大阪市住之江区新北島３丁目６番41号
債務者　石坂川美江（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１７号
大阪市西淀川区花川２丁目20番21―503号
債務者　植西　良子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１２５号
大阪市北区長柄西１－１―28　大阪市立大淀寮内、住民票上の住所堺市美原区真福寺293番地３
債務者　伯井　禎宏
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１２９号
大阪市城東区古市３丁目13番５号　ヨシミハイツＡ―３
債務者　柾木　路子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１３０号
大阪府東大阪市荒本西４丁目25番地　パトラＫ　302号室、住民票上の住所大阪府東大阪市高井田元町２丁目７番７号　エイシン長栄寺ビル　603号
債務者　永吉　竜二
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２号
香川県丸亀市郡家町3338番地　ゆうゆう館Ｃ棟103号室、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字道福寺292番地１
債務者　香川　正希
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５５号
福岡県大牟田市姫島町19番地１　サンシャイン姫島Ａ棟101号
債務者　川久保和義
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部